

香川県報



号外2

平成18年

3月28日(火曜日)

(県民参画課)

目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

● 香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則	(情報政策課)	一
● 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(県民参画課)	四
● 香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	()	〃
● 香川県保育士試験規則を廃止する規則	(子育て支援課)	〃
● 香川県精神保健福祉センター規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	〃
● 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則	()	五
● 香川県障害福祉相談所規則	()	六
● 高等技術学校規則の一部を改正する規則	(労働政策課)	七
● 香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則を廃止する規則	()	〃
● 通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則	(観光振興課)	〃
● 香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則	(農業経営課)	八
● 香川県畜産試験場規則の一部を改正する規則	(畜産課)	一〇
● 香川県飼料検定条例施行規則を廃止する規則	()	〃
● 香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾課)	〃
● 高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	一三

○ 香川県情報公開条例等に基づき知事が定める公開の方法及び手数料の額等

告 示

規 則

○ 平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部改正 () 一四

○ 平成八年香川県告示第二百八十三号（香川県情報公開条例に規定する事務の委任）の一部改正 () 〃

企業管理規程

● 香川県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

● 香川県水道局財務規程及び香川県水道局組織規程の一部を改正する規程

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十号

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

則

(趣旨)

第一条 知事の所管する条例等の規定により民間事業者等が行う保存等を、電磁的記録により行うことについては、香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年香川県条例第三号。以下「書面保存等条例」という。）その他の条例及び他の規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、書面保存等条例において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存の適用範囲)

第三条 書面保存等条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表第一から別表第三までに掲げる条例等の規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第四条 民間事業者等は、書面保存等条例第三条第一項の規定により別表第一若しくは別表第二に掲げる条例等の規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合又は別表第四に掲げる条例等の規定による保存を電磁的記録により行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等は、前項の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明りょうな状態かつ整然とした形式で、民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができる措置
二 電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項を記録したファイルの改変、滅失及びびき損を防止する措置

3 民間事業者等は、第一項の規定により別表第二に掲げる条例等の規定による書面の保存又は別表第四に掲げる条例等の規定による保存を同項に規定する方法で行う場合は、前項各号に掲げる措置に加えて、電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じなければならない。

4 民間事業者等は、書面保存等条例第三条第一項の規定により別表第三に掲げる条例等の規定による書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合又は別表第五に掲げる条例等の規定による保存を電磁的記録により行う場合は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百四十八条第一項の承認を受けた同項に規定する地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存の例により行わなければならない。
（電磁的記録による作成の適用範囲）

第五条 書面保存等条例第四条第一項の規則で定める作成は、別表第六に掲げる条例等の

規定による書面の作成とする。

（電磁的記録による作成の方法）

第六条 民間事業者等は、書面保存等条例第四条第一項の規定により書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。
（氏名又は名称を明らかにする措置）

第七条 書面保存等条例第四条第三項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録による交付等の適用範囲）

第八条 書面保存等条例第六条第一項の規則で定める交付等は、別表第七に掲げる条例等の規定による書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等の方法）

第九条 書面保存等条例第六条第一項の規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（書面保存等条例第六条第一項に規定する電磁的方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けられない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することにより

書面を作成することができるものでなければならない。

(民間事業者等の用いる電磁的方法の種類及び内容として示すべき事項)

第十条 民間事業者等は、書面保存等条例第六条第二項の規定によりその用いる電磁的方法の種類及び内容を示す場合は、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方式
- 三 電子署名を行うときに用いる方法

附則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条、第四条関係)

- 一 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年香川県条例第十四号) 第十一条第八項
- 二 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十九年香川県規則第六号) 第十九条第二項
- 三 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年香川県規則第四十七号) 第十三条第二項

別表第二(第三条、第四条関係)

- 一 香川県種雄畜検査条例(昭和二十九年香川県条例第五十号) 第八条第三項
- 二 香川県土地改良施設の管理に関する条例(昭和三十九年香川県条例第五十五号) 第九条
- 三 香川県屋外広告物条例(昭和四十年香川県条例第十八号) 第三十六条
- 四 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成十二年香川県条例第五十一号) 別表第一の第六号ロ
- 五 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例(平成十二年香川県条例第六十一号) 別表第一の第六号ロ
- 六 香川県林道事業補助規則(昭和三十九年香川県規則第六十六号) 第十五条
- 七 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十九年香川県規則第二十二号) 第八条

- 八 香川県議会議政務調査費交付規則(平成十三年香川県規則第十八号) 第六条
- 九 香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号) 第二十三条

別表第三(第三条、第四条関係)

香川県税条例(昭和二十九年香川県条例第十三号) 第六十九号

別表第四(第四条関係)

- 一 公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例(昭和二十八年香川県条例第二十五号) 第五条第七号及び第九号
 - 二 香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例(昭和三十三年香川県条例第二十二号) 第十条第一項第二号及び第四号
 - 三 興行場における公衆衛生上必要な基準及び衛生措置の基準に関する条例(昭和五十九年香川県条例第二十一号) 第九条第三号
 - 四 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例別表第一の第一の第二号ル、第三号ロ並びに第八号イ及びハ
 - 五 香川県ふぐの処理等に関する条例(平成十六年香川県条例第四号) 第十二条第二号ロ及び第三号ロ
 - 六 香川県公害防止条例施行規則(昭和四十六年香川県規則第四十二号) 第十六条第二項第四号及び第二十三条第二項第二号
- 別表第五(第四条関係)
- 香川県税条例施行規則(昭和二十九年香川県規則第十六号) 第四十五条の七
- 別表第六(第五条関係)
- 一 香川県税条例第六十九条
 - 二 香川県種雄畜検査条例第八条第三項
 - 三 香川県土地改良施設の管理に関する条例第九条
 - 四 香川県屋外広告物条例第三十六条
 - 五 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成十二年香川県条例第五十一号) 別表第一の第六号ロ
 - 六 毒物及び劇物取締法施行細則第十九条第一項
 - 七 香川県林道事業補助規則第十五条
 - 八 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十九年香川県規則第二十二号) 第八条
 - 九 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第十三条第一項
 - 十 香川県議会議政務調査費交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号) 第二十三条
 - 十一 香川県補助金等交付規則(平成十五年香川県規則第二十八号) 第二十三条

別表第七(第八条関係)

- 一 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第十一条第五項及び第八項
- 二 毒物及び劇物取締法施行細則第十九条第一項

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十一号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年香川県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

第十八条中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 条例第十八条第二項の規則で定める事項については、内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第三十一号)の規定(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)又は特定非営利活動法人に係るものに限る。)の例による。
- 第三号様式備考4中「註された」を「註される」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十二号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則(平成十二年香川県規則第四百十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「県の機関」を「実施機関」に改め、同条第二項中「前項第一

号、第三号又は第四号」を「前項第一号から第四号まで」に改め、「二百円を」の下に「減額し、条例別表第二の五の項の知事が定める方法により公開を受ける場合の手数料については知事が定めるところにより」を加え、同条第三項中「第一項第二号又は第五号」を「第一項第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県保育士試験規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十三号

香川県保育士試験規則を廃止する規則

香川県保育士試験規則(昭和二十四年香川県規則第十三号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 平成十八年四月一日前に保育士試験又はその科目の一部に合格した者に対する保育士試験合格証明書の交付については、なお従前の例による。

香川県精神保健福祉センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十四号

香川県精神保健福祉センター規則の一部を改正する規則

香川県精神保健福祉センター規則(昭和四十二年香川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 主任

第二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

第三条第三項中、「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同

条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第四条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号。以下「算定方法」という。）又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）により算定した額から健康保険法（大正十一年法律第七十号）その他の社会保険に関する法令の規定により診療を受けた者が支払う一部負担金の額の二割に相当する額を控除した額」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号。以下「算定方法」という。）により算定した額」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十五号

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則（昭和六十一年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かがわ総合リハビリテーションセンター規則

第一条中「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例」を「かがわ総合リハビリテーションセンター条例」に改め、「第二十一号」の下に「。以下「センター条例」という。」を加え、「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター」を「かがわ総合リハビリテーションセンター」に改める。

第四条を削る。

第三条第一項を削り、同条第二項中「身体障害者福祉センター」を「かがわ総合リハビリテーション福祉センター」に改め、同項を同条とし、同条を第四条とする。

第二条第一項中「肢体不自由者施設」を「かがわ総合リハビリテーション成人支援施設」

に改め、同条第二項中「肢体不自由児施設」を「かがわ総合リハビリテーションこども支援施設」に改め、同条第三項中「身体障害者医療センター（以下「医療センター」という。）を「かがわ総合リハビリテーション病院」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（施設の名称）

第二条 次の表の上欄に掲げる業務を行う施設の名称は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

業 務	施 設 の 名 称
センター条例第二条第一号に掲げる業務	かがわ総合リハビリテーション成人支援施設
センター条例第二条第二号に掲げる業務	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
センター条例第二条第三号に掲げる業務	かがわ総合リハビリテーションこども支援施設
センター条例第二条第四号に掲げる業務	かがわ総合リハビリテーション病院

第五条中「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター」を「かがわ総合リハビリテーションセンター」に改める。

第六条第一項第五号及び第七条を削る。

第八条中「第六条第一項第五号又は前条の規定による」を「福祉センターの」に、「者」を「者（前条第一項各号に掲げる者を除く。）」に、「相談所長」を「知事」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例」を「センター条例」に改め、同項第一号中「（相談所を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項中「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例」を「センター条例」に改め、同条第三項中「第三条第二項及び第十一条」を「第四条及び第十条」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例」を「センター条例」

に改め、同条を第九条とし、第十一条を第十条とする。
別表中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表之中「医療センター」を「病院」に改める。

別記様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「身体障害者相談所長」を「香川県知事」に、「身体障害者福祉センター」を「かがわ総合リハビリテーション福祉センター」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県障害福祉相談所規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十六号

香川県障害福祉相談所規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県障害福祉相談所条例（平成十七年香川県条例第六十号）第二条の規定に基づき、香川県障害福祉相談所（以下「相談所」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第二条 相談所の業務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十一条第一項及び第二項に規定する業務（障害児に係る業務に限る。）その他児童の心身の健全な発達に關する複雑又は困難な問題に關する業務を行うこと。

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一条第二項及び第三項に規定する業務を行うこと。

三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項及び第三項に規定する業務を行うこと。

四 発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第五条第五項及び第十四条第一項に規定する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。

(職員)

第三条 相談所に、次の職員を置く。

一 所長

二 次長

三 課長

四 副主幹

五 主任

六 その他の職員

(職務)

第四条 所長は、上司の命を受けて所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 次長は、所長を補佐する。

3 課長は、上司の命を受けて課に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

5 その他の職員は、上司の命を受けて、事務に従事する。

(利用時間)

第五条 相談所を利用することができる時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(利用することができない日)

第六条 相談所を利用することができない日は、香川県の休日を含め、香川県の条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、相談所の管理に關し必要な事項は、所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(香川県の知的障害者相談所規則の廃止)

2 香川県の知的障害者相談所規則（昭和三十五年香川県規則第四十九号）は、廃止する。

(香川県の心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

3 香川県の心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年香川県規則第十七号）の

一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 香川県障害福祉相談所

高等技術学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十七号

高等技術学校規則の一部を改正する規則

高等技術学校規則（昭和四十二年香川県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号を次のように改める。

六 主任

第五条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

第六条第四項中「副主幹」の下に「及び主任」を加え、「特定の」を削り、同条中第六

項から第八項までを削り、第九項を第六項とする。

別表第二中

住宅リフォーム技術講習

二千元

を「住宅リフォーム技術講習

四千元

」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十八号

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則を廃止する規則

香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則（昭和六十二年香川県規則第

六十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例を廃止する条例（平成十八年香川県条例第四十四号。以下「廃止条例」という。）による廃止前の香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定により貸付けを受けた受講資金等の返還については、廃止前の香川県地域改善対策職業訓練受講資金等貸付条例施行規則第十三条第三項及び第十四条から第十八条まで並びに第九号様式から第十六号様式までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

（香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正）

3 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年香川県規則第一百七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十七の項を次のように改める。

二十七

削除

（香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正に伴う経過措置）

4 廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定による受講資金等の返還については、前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則別表第二の二十七の項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十九号

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

通訳案内業法施行細則(平成十二年香川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通訳案内士法施行細則

第一条中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に、「通訳案内業法施行規則」を「通訳案内士法施行規則」に改める。

第二条の見出しを「(通訳案内士登録申請書に添付する健康診断書)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の免許申請書に添える」を「省令第十六条第二項第一号の」に改め、同項を同条とする。

第三条を削る。

第一号様式から第三号様式までを削る。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十号

香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

香川県立農業大学校学則(昭和五十九年香川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 授業料等(第二十八条―第三十二条)」を「第四章 証明書(第二十条―第二十五条) 第五章 授業料等(第二十八条―第三十二条)」に、「第五章」を「第六章」に、「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第三号第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三

号の次に次の一号を加える。

四 証明書の交付に関する事項

第四条第七号中「主任主査」を「主任」に改め、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第五条第四項中「教授」を「教授及び助教授」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「係長」を「副主幹及び主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第九項を削り、第十項を第六項とする。

第三十三条を第三十四条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十二条を第三十三条とし、第二十九条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十八条中「及び入学金」を「、入学金及び証明手数料」に改め、同条を第二十九条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 証明書

(証明書の交付及び申請)

第二十八条 学生又は研修生であつた者(香川県農業短期大学校条例(昭和四十二年香川県条例第一号)附則第二項の規定により閉所した旧香川県立高等農業講習所又は香川県農業短期大学校条例を廃止する条例(昭和五十二年香川県条例第二十五号)の規定により閉校した旧香川県農業短期大学校に在籍等をしてきた者を含む。)は、申請により卒業証明書、修了証明書、在籍に関する証明書及び成績証明書の交付を受けることができる。

2 前項の申請は、証明書交付申請書(第八号様式)を校長に提出することにより行うものとする。
第七号様式の次に次の一様式を加える。

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

証明書交付申請書

年 月 日

香川県立農業大学校長 殿

申請者氏名 ⑩

香川県立農業大学校に係る証明書の交付を受けたいので、香川県立農業大学校学則第28条第1項の規定により、次のとおり申請します。

現 住 所	〒			
電 話 番 号				
卒業(修了)年月及び 専攻コース・課程	年 月 卒業・修了		専攻コース 課程	
ふ り が な				生 年 月 日
氏 名 (旧 姓)				年 月 日
証 明 書 区 分	部 数	単 価	金 額	発行番号
卒業(修了)証明書	部	円	円	※
在籍証明書	部	円	円	※
成績証明書	部	円	円	※
合 計	部		円	

- 注 1 申請者氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 ※欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県畜産試験場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十一号

香川県畜産試験場規則の一部を改正する規則

香川県畜産試験場規則(昭和二十八年香川県規則第六号)の一部を次のように改正する。
第三条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四条第七号中「主任主査」を「主任」に改め、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とする。

第八条第五項を削り、同条第六項中「係長」を「副主幹、主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県飼料検定条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十二号

香川県飼料検定条例施行規則を廃止する規則

香川県飼料検定条例施行規則(昭和五十二年香川県規則第二十一号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十三号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則(昭和三十一年香川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

六 小型船舶用泊地使用許可申請書

第八条第四項第一号中「(昭和八年法律第十一号)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

六号様式の五

4 小型船舶用泊地使用許可申請書には、当該申請に係る船舶が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)又は漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の適用を受けるものであるときは、船舶安全法第九条第一項の船舶検査証書又は漁船法第十二条第一項の登録票の写しを添付しなければならない。

第八条の四中「別表第一号の表八の項及び第二号の表六の項」を「別表第一号の表九の項及び第二号の表七の項」に改め、同条を第八条の五とする。

第八条の三を第八条の四とし、第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

(小型船舶用泊地使用許可証票の交付等)

第八条の二 知事は、小型船舶用泊地の使用の許可をしたときは、当該許可の申請者に対し、第六号様式の六による小型船舶用泊地使用許可証票を交付するものとする。

2 小型船舶用泊地の使用の許可を受けた者は、前項の規定により交付された小型船舶用泊地使用許可証票を、当該許可に係る船舶の船体の外側に見やすいようにはり付けておかなければならない。

第九条の表一の項中「係船料」の下に「、小型船舶用泊地使用料」を加える。

別表中「第八条の四関係」を「第八条の五関係」に改め、同表一の項中「一六、二〇〇円」を「一五、三〇〇円(その年度において五百時間を超えて使用する場合の当該超過時間における使用にあつては、九、〇〇〇円)」に改め、同表二の項中「五、四〇〇円」を「五、一〇〇円(その年度において七百時間を超えて使用する場合の当該超過時間における使用にあつては、三、〇〇〇円)」に改める。

第六号様式中

寄港地		を
寄港地	(仕出港) (仕向港)	こ

改め、同様式に注として次のように加える。

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土、建設残土など土砂の具体的内容を記入してください。

第六号様式の四の次に次の二様式を加える。

小型船舶用泊地使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。

船種及び船名		船舶番号又は 漁船登録番号	
船舶の長さ		総 ト ン 数	
船舶所有者の 氏名又は名称		申請者の所属 団体名	
使用しようと する港湾及び 泊地の名称		泊 地 区 分	
使 用 方 法	1 係船環の使用の有無 有 (県設置 ・ 県設置以外) ・ 無 2 はしごの使用の有無 有 (県設置 ・ 県設置以外) ・ 無 3 具体的な係留方法 ()		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 料	※ 円		

- 注1 「船種及び船名」、「船舶番号又は漁船登録番号」及び「総トン数」の欄は、申請に係る船舶が船舶安全法又は漁船法の適用を受けるものである場合に記入してください。
- 2 「申請者の所属団体名」の欄は、申請者が団体に所属している場合に記入してください。
- 3 「使用方法」の欄の1及び2は、それぞれ該当するものを○で囲んでください。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 申請に係る船舶が船舶安全法又は漁船法の適用を受けるものである場合は、船舶安全法第9条第1項の船舶検査証書又は漁船法第12条第1項の登録票の写しを添付してください。

第6号様式の6（第8条の2関係）



- 注1 大きさは、縦及び横それぞれ10センチメートルとする。
2 地色は、知事が年度ごとに定める色とし、文字、中央の枠の内側及び県章は、白色とする。
3 中央の枠の内側には、許可番号を表示する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に許可を受けた使用でその期間が同日以後にわたるものの同日以後における期間に係る使用料の額は、改正後の別表の規定により計算した額とする。
3 改正前の第六号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十四号

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則の一部を改正する規則

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付に関する規則（平成十六年香川県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三條第三項」を「第三條第四項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第二百六十六号

香川県情報公開条例（平成十二年香川県条例第五十四号。以下「条例」という。）別表第一の二の項の知事が定める方法及び条例別表第二の五の項の知事が定める額並びに香川県情報公開条例施行規則（平成十二年香川県規則第四百十八号。以下「規則」という。）第十一條第二項の規定による条例別表第二の五の項の知事が定める方法により公開を受ける場合の手数料の減額について次のとおり定め、平成十八年四月一日から施行する。

平成十二年香川県告示第六百十四号（香川県情報公開条例の知事が定める方法及び知事

が定める額)は、平成十八年三月三十一日限り廃止する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 条例別表第一の二の項の知事が定める方法及び条例別表第二の五の項の知事が定める額は、次のとおりとする。

方 法	金 額
録音カセットテープ（日本工業規格C五五六八に適合する記録時間百二十分のも のとする。）に複写したものの交付	一卷につき 四百円（視聴に引き続いて 当該視聴に係る行政文書について交付を 受ける場合にあつては、二百円）
ビデオカセットテープ（日本工業規格C 五五八一に適合する記録時間百二十分 のものとする。）に複写したものの交付	一卷につき 五百円（視聴に引き続いて 当該視聴に係る行政文書について交付を 受ける場合にあつては、三百円）

2 規則第十一条第二項に規定する条例別表第二の五の項の知事が定める方法により公開を受ける場合の手数料については、一卷につき二百円を減額するものとする。ただし、視聴に引き続いて当該方法により公開を受ける場合は、この限りでない。

●香川県告示第二百六十七号

平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「財団法人サンポート財団」、「香川県土地開発公社」、「香川県道路公社」及び「香川県住宅供給公社」を削る。

●香川県告示第二百六十八号

平成八年香川県告示第二百八十三号（香川県情報公開条例に規定する事務の委任）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「香川県地方労働委員会」を「香川県労働委員会」に改める。

企業管理規程

香川県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第一号

香川県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県企業職員の給与に関する規程（昭和四十三年香川県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「県営水道事務所に勤務する」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、水質検査施設内における前項第五号に係る業務の手当の額は、従事した日一日につき二百九十円とする。

第六条第二項中「千円」を「六百五十円」に、「千三百円」を「九百七十五円」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県水道局財務規程及び香川県水道局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県企業管理規程第二号

香川県水道局財務規程及び香川県水道局組織規程の一部を改正する規程

（香川県水道局財務規程の一部改正）

第一条 香川県水道局財務規程（昭和四十三年香川県企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一号、第三十一条第一号及び第三十二条第一号中「公団等」を「独立行政

法人等」に改める。

第二十二号様式の二中

課長補佐 (課長)	係長
--------------	----

を

課長補佐 (課長)	副主幹	主任
--------------	-----	----

に

改める。

第三十号様式の二及び第三十号様式の三中「系長」を「主任」に改める。

第三十一号様式の三及び第三十一号様式の五中

課長補佐	係長
------	----

を

課長補佐	
------	--

に改める。

副主幹	主任
-----	----

第四十三号様式の二及び第四十三号様式の三中

課長	係長
----	----

を

課長	
----	--

に改める。

副主幹	主任
-----	----

(香川県水道局組織規程の一部改正)

第二条 香川県水道局組織規程(昭和四十四年香川県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第九号を次のように改める。

九 主任

第四条第一項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第十号に、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げる。

第四条第二項中第一号を削り、第二号を第一号に、第三号を第二号に、第四号を第三号に改める。

第四条の二第二項中「主任主査」及び「主査」を削る。

第五条第五項中「主任主査、主任及び主査」を「及び主任」に改める。

第八条第二項中「主任主査、係長、主査」を「主任」に改める。

第九条第三項中「副主幹、主任主査及び主査」を削り、同条第四項中「係長」を「副主幹及び主任」に改める。

第十二条第二項中「主任主査、係長、主査」を「主任」に改める。

第十三条第二項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています